

## 【「同意書」及び「放置違反金滞納情報照会書」記入例】

### 車検を受ける皆様へ

平成18年6月から、都道府県公安委員会（警察）が放置駐車違反の車両の使用者に放置違反金の納付を命ずる制度がスタートし、この命令を受けたにもかかわらず、放置違反金を支払わないまま都道府県公安委員会から督促を受けた方は、これを納付しなければ、当該命令に係る自動車の次回の車検（継続検査）



また、車検業務を円滑に完了するため、自動車整備事業者が皆様及び皆様のお車に関する情報を警察に照会し、必要な確認を行う場合には、以下の同意書が必要となります。

皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

警察庁  
国土交通省

#### 同意書

①

平成 年 月 日

御中

②

##### ①事業場名

(例)○○自動車(株)△△営業所(支店)

②振興会を介して代理照会する場合は、  
(自動車整備振興会を通じて)の文字を丸  
囲みしてください。

##### ③〔個人ユーザーの場合〕

- ・使用者が署名した場合は、押印は不要です。
- ・記名(ゴム印又は使用者以外の記入等)の場合は、押印が必要です。

##### 〔法人ユーザーの場合〕

- ・会社名の記入及び車検依頼者の署名(記名の場合は押印)が必要です。

※インターネット照会の場合は、  
④、⑤は不要です。

④送信する都道府県警察本部の名称を記入してください。

#### 放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）

④

平成 年 月 日

御中

上記の同意書に係る自動車について、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か、対象となっている場合は当該自動車検査証の返付拒否の原因となっている放置駐車違反の違反番号を回答願います。

認証番号：

⑤

印

整備事業場名：

⑤会社名・営業所(支店)名・担当者名を記入し、担当者の印を押して下さい。  
(例)○○自動車株△△営業所(支店)日整太郎 ⑤

電話：

— —

F A X：

— —

## 車検を受ける皆様へ

平成18年6月から、都道府県公安委員会（警察）が放置駐車違反の車両の使用者に放置違反金の納付を命ずる制度がスタートし、この命令を受けたにもかかわらず、放置違反金を支払わないまま都道府県公安委員会から督促を受けた方は、これを納付しなければ、当該命令に係る自動車の次の車検（継続検査又は構造等変更検査）を完了することができないこととなりました（道路交通法第51条の7第1項及び第2項）。

したがって、放置違反金を滞納されている方は、速やかにこれを納付し、その証明書を車検に際してご提示いただくようお願い申し上げます（納付いただけない場合は、法令の規定により、都道府県公安委員会が行う滞納処分の対象となります。）。

納付書をお持ちでない方は、再発行いたしますので、各都道府県警察本部交通部にお問い合わせ下さい。

また、車検業務を円滑に完了するため、自動車整備事業者が皆様及び皆様のお車に関する情報を警察に照会し、必要な確認を行う場合には、以下の同意書が必要となります。

皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

警察庁  
国土交通省

### 同意書

平成 年 月 日

御中

この度、継続検査等の申請を貴社（店）に依頼するにあたり、貴社（店）が私及び私の自動車（番号標の番号：                  ）に係る放置違反金の滞納の有無に関する情報を（自動車整備振興会を通じて）警察に照会・確認することに同意します。

使用者のお名前（社名）

印

### 放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）

平成 年 月 日

御中

上記の同意書に係る自動車について、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か、対象となっている場合は当該自動車検査証の返付拒否の原因となっている放置駐車違反の違反番号を回答願います。

認証番号：

整備事業場名：

印

電話：

—

—

F A X：

—

—